

令和元年度子育てのための施設等利用給付制度の御案内

(認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の「無償化」対応)
(ベビーシッター含む)



総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育の必要性がある利用者のうち認可外保育施設・ベビーシッターや一時預かり事業等を利用している方への無償化制度として、令和元年10月から、**子育てのための施設等利用給付**（以下、「**利用給付**」といいます。）が新たに創設されましたので、内容・手続きなどを御案内します。

1 「無償化」の内容

(1) 対象者

子供の年齢	世帯の状況	無償化の対象可否	
3歳から5歳 (満3歳になった後の最初の4月1日から小学校就学前まで)	保育の必要性あり	-	無償化の対象
	保育の必要性なし		無償化の対象外
0歳から2歳 (0歳から満3歳になった後の最初の3月31日まで)	保育の必要性あり	市民税課税世帯	無償化の対象外
		市民税非課税世帯	無償化の対象
	保育の必要性なし		無償化の対象外

認可保育所、認定こども園（保育部分）や企業主導型保育施設等を利用していない方が対象となります。幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用している場合は、幼稚園、認定こども園が預かり保育を実施していない場合や預かり保育の提供が十分な水準でない場合に限り、認可外保育施設等の利用料と併せて無償化の対象となります。

(2) 対象施設・事業

・認可外保育施設・ベビーシッター ・一時預かり事業（在園児以外を対象としたもの、休日保育を含む） ・ファミリー・サポート・センター事業（「送迎」のみの活動は除く）	・病児保育事業
---	---------

無償化の対象施設・事業は、施設の申請に基づき、市が無償化の対象施設となることを「確認」したものに限られます。

認可外保育施設・ベビーシッターについては児童福祉法に基づく届出をしており、内閣府令に定める基準を満たすものが無償化の対象施設です。ただし、5年間の経過措置期間中は吹田市独自の基準を満たした施設のみが無償化の対象施設になります。

一時預かり事業は児童福祉法に基づく基準を満たすもの、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は内閣府令に定める基準を満たすものが無償化の対象事業です。

ご利用の施設が無償化の対象となるかは9月下旬以降吹田市のホームページをご確認ください。

(3) 無償化の上限額

無償化の対象となる子供が認可外保育施設等を利用し、利用料を支払った場合に、上限額の範囲内で利用料相当額を無償化します。なお、複数の施設・事業を利用した場合は、合計した利用料について上限額の範囲内で無償化します。

3歳から5歳まで	月額37,000円	0歳から2歳まで (市民税非課税世帯に限る)	月額42,000円
----------	-----------	---------------------------	-----------

(4) 無償化対象外の費用

入園料、実費徴収している費用などは無償化の対象外です。（全ての費用が「無償」になるものではありません。）

(例) 給食材料費（利用料に含まれている場合も含む）、おやつ代、通園送迎費、行事費、教材費、キャンセル料等

(5) 無償化の手続き

無償化対象の費用は、施設等にお支払いいただいた後、市から相当額の給付金（施設等利用費）を給付することにより、「無償化」します。給付にあたっては、事前に認定（子育てのための施設等利用給付認定）を受けていただく必要がありますので、子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書に必要書類を添えて期限までに提出してください。

施設等利用費の給付時期は以下の予定です。

(10月分～12月分) 令和2年3月末ごろ / (1月分～3月分) 令和2年6月末ごろ

【お問合せ先】

吹田市児童部保育幼稚園室 経理・整備グループ 無償化担当
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号（低層棟2階217番窓口）
TEL: 06-6384-1592（直通） FAX: 06-6384-2105